第01号連絡事業 避 容 規 程

第1条：家族の目的

　　私たち多摩連絡の組織です。　BA-チャーリー今々の部屋　（以下「多摩BA」という）の組合員（以下「組合員」という）及び組合員の家族（以下「家族」という）が、安心して暮らせるように、助け合いの精神に基づき、相互扶助の組織を運営することを目的とします。

第2条：基本方針

　　相互扶助の精神に基づき、組合員の家族が病気や事故、災害などで困ったときに、お互いに支え合うことを基本とします。

第3条：家族の定義の方針

1. 組合員の配偶者（事実上の夫婦を含む）
2. 組合員の子（実子、養子、認知した子）
3. 組合員の父母、祖父母
4. 組合員の兄弟姉妹
5. 組合員と同一の世帯に属する者

第4条：家族の登録

1. 組合員は、家族を新たに登録するときは、所定の申込書を提出すること。
2. 申込書には、家族の氏名、生年月日、組合員との関係を記入すること。
3. 登録の際、家族の健康状態について申告を求めることがある。

第5条：家族の脱退

1. 組合員が脱退するときは、その家族も同時に脱退するものとする。
2. 家族が組合員との関係を解消したときは、その家族は脱退するものとする。
3. 脱退した家族は、脱退後も、在籍中に支払った掛金を返還しない。

第6条：家族の除名

1. 家族が次のいずれかに該当するときは、組合員の申出により、その家族を除名することができる。
2. 家族が組合員の名誉を著しく傷つけたとき。
3. 家族が組合員に対して暴力をふるったとき。
4. 家族が組合員の財産を不当に処分したとき。
5. 家族が正当な理由なく、長期間にわたり組合の活動に参加しないとき。

第7条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第8条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第9条：家族の証明

1. 組合は、家族に対して、家族であることを証明する証明書を発行することができる。
2. 家族は、証明書を大切に保管しなければならない。
3. 証明書を紛失したときは、速やかに組合に届け出ること。

第10条：家族の慶弔

1. 家族が結婚するときは、組合は祝金を贈ることができる。
2. 家族が出産したときは、組合は祝金を贈ることができる。
3. 家族が死亡したときは、組合は弔慰金を贈ることができる。
4. 家族が災害に遭ったときは、組合は見舞金を贈ることができる。

第11条：家族の相談

1. 家族は、組合の運営について相談することができる。
2. 相談は、原則として組合の事務所で行うものとする。
3. 緊急の場合は、電話または訪問による相談を認めることがある。

第12条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第13条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第14条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第15条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第16条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第17条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第18条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第19条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第20条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第21条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第22条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第23条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第24条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第25条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第26条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第27条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第28条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第29条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第30条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第31条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第32条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第33条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第34条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第35条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第36条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第37条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第38条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第39条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第40条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第41条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第42条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第43条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第44条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第45条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第46条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第47条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第48条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第49条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第50条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第51条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第52条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第53条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第54条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第55条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第56条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第57条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第58条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第59条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第60条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第61条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第62条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第63条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第64条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第65条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第66条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第67条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第68条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第69条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第70条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第71条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第72条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第73条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第74条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第75条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第76条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第77条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第78条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第79条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第80条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第81条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第82条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第83条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第84条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第85条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第86条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第87条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第88条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第89条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第90条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第91条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第92条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第93条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第94条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第95条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第96条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

第97条：家族の会議

1. 家族は、組合の総会に出席することができる。
2. 家族は、総会において議決権を行使することができる。
3. 家族は、総会の議事録を閲覧することができる。

第98条：家族の義務

1. 家族は、組合の規約を守らなければならない。
2. 家族は、組合の運営に協力するよう努めなければならない。
3. 家族は、組合の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

第99条：家族の権利

1. 家族は、組合の施設を利用することができる。
2. 家族は、組合の行事に参加することができる。
3. 家族は、組合の運営について意見を述べることができる。

第100条：家族の情報

1. 家族の情報は、組合の運営のために必要な範囲で利用することができる。
2. 家族の情報は、本人の同意なく第三者に提供してはならない。
3. 家族の情報は、厳重に管理しなければならない。

附則（施行期日及び）

　　家族の名　　BA-チャーリー今々の部屋
　　家族の住所　　東京都多摩市多摩センター
　　連絡先電話　　2222　　FAX番号
　　代表者氏名　　多摩連絡事務局長　鈴木　恵子

　　2026年4月1日から施行する。

　　この規約は、2026年4月1日から施行する。

1	多摩連絡事務局	2026-04-01	新規	1	2026-04-01	2026-04-01
2	多摩連絡事務局	2026-04-02	変更	1	2026-04-02	2026-04-02
3	多摩連絡事務局	2026-04-03	変更	1	2026-04-03	2026-04-03
4	多摩連絡事務局	2026-04-04	変更	1	2026-04-04	2026-04-04
5	多摩連絡事務局	2026-04-05	変更	1	2026-04-05	2026-04-05
6	多摩連絡事務局	2026-04-06	変更	1	2026-04-06	2026-04-06
7	多摩連絡事務局	2026-04-07	変更	1	2026-04-07	2026-04-07
8	多摩連絡事務局	2026-04-08	変更	1	2026-04-08	2026-04-08
9	多摩連絡事務局	2026-04-09	変更	1	2026-04-09	2026-04-09
10	多摩連絡事務局	2026-04-10	変更	1	2026-04-10	2026-04-10